

労働基準法の実務講座

～採用から退職までの人事労務管理の実務的留意点～

事業主様

人事・労務ご担当者様

労働基準法の中で、トラブルの発生が多い採用から退職までの人事労務管理の実務に関する留意事項を取り上げ、Q&A方式で分かりやすく解説いたします。また、政府の働き方改革実行計画に伴う「同一労働・同一賃金」、「副業・兼業」及び「パワハラ防止措置」の概要について解説するとともに、2021年4月から努力義務として施行される「70歳までの就業機会確保措置」（高年法の改正）、新型コロナウイルス対策についても解説いたします。

開催要領

1. 日時 2021年1月21日（木）13:00～17:00（開始30分前より受付）
2. 場所 道特会館 5階 大会議室B
札幌市中央区北2条西2丁目 TEL 011-251-8506
3. 講師 西林社会保険労務士事務所 所長 西林 寛昌 氏
4. 受講料 会 員（お一人様） 8,800円（消費税込み）
一 般（お一人様） 12,100円（消費税込み）

※受講料は、開催日前日までに銀行振込にてお願いいたします。

尚、振込手数料は貴社にてご負担願います。また当日キャンセルの場合は、返金いたしませんのでご了承願います。

●振込先口座名 北海道経済連合会 労働政策局

・北洋銀行本店(普)0009787

・北海道銀行本店(普)0103293

・北海道信用金庫本店(普)5040470

5. 申込期限 1月14日（木）※但し、定員になり次第締め切らせていただきます。
6. 参加申込 下記の申込書をFAXにてお申込み願います。
〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル8階
北海道経済連合会 労働政策局 TEL 011-251-3592 FAX 011-231-2311
担当：林・児玉

■ 労働基準法の実務講座」 講座申込書（2021/1/21 開催） ■

申込日 年 月 日

北海道経済連合会 労働政策局 行

(FAX: 011-231-2311)

| | | | |
|--------------------------------------|--|---|--|
| 事業所名 | | | |
| 受講票のお受取方法をお選びください (いずれかに○をお付け下さい) | | FAX・E-Mail ※E-Mailをご希望の場合は下記のお申込みご担当者様宛に 送信致しますので必ずアドレスをご記入ください | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |
| 所属部署・役職 | | 受講者ご氏名 | |
| | | | |
| | | | |

<支払方法> ()月 ()日 <北洋、道銀、北海道信金>にて振込みます。

※上記、振込予定日、振込金融機関を記載願います。

申込ご担当者部署名

氏名

E-mail address :

講 座 内 容

1. 採用・試用期間

- (1) 採用
 - ①採用は事業主の自由か
 - ②内定取り消しはどういう場合ができるか
 - ③採用内定者の入社時期を繰り下げられるか
- (2) 試用期間
 - ①試用期間の長さは自由か
 - ②試用期間を延長することは可能か

2. 人事異動

- (1) 配置転換・転勤
 - ①人事異動（配置転換・転勤）は会社の自由か
 - ②どういう場合に転勤を拒否できるか
 - ③技術、経験の異なる職種に異動させる場合は
- (2) 出向
 - ①出向させる場合の要件と留意事項は
 - ②出向元に復帰の場合、従業員の同意は必要か

3. 勤務規律と懲戒

- (1) 勤務規律
 - ①タイムカードの打刻がない者を欠勤扱いにできるか
 - ②病状不明の者に指定医の受診を命ずるのは
- (2) 懲戒
 - ①懲戒処分の種類、段階と決め方及び正当性
 - ②私生活上の行為は懲戒の対象となるか
 - ③残業命令を拒否した者を懲戒処分できるか
 - ④懲戒解雇者には退職金を支払わなくてもよいか

4. 労働契約・就業規則

- (1) 労働契約
 - ①労働条件が事実と異なる場合は契約解除できるか
 - ②契約期間満了前の退職者に違約金を請求できるか
- (2) 就業規則
 - ①届出がされていない就業規則は無効か
 - ②就業規則の不利益変更が認められる場合とは（労働契約法による考察）
 - ③労働協約に反する就業規則は有効か

5. 退職・再雇用・解雇

- (1) 退職
 - ①退職するのに会社の承認は要するか
 - ②退職願はいつでも撤回できるか
- (2) 再雇用
 - ①就業規則を改正することなく定年退職者を再雇用できるか
 - ②定年後の再雇用に伴う労働条件を変更できるか
 - ③70歳までの就業機会確保措置とは（高年齢者雇用安定法の改正）
- (3) 解雇
 - ①どういう理由なら解雇できるか
 - ②勤務態度不良や能力不足を理由とする解雇の留意事項は

6. その他（パート、ハラスメント、働き方改革実行計画、新型コロナウイルス対応）

- (1) パート（短時間労働者）
 - ①雇用にあたり説明が義務づけられる事項とは（パートタイム労働法による考察）
 - ②正社員転換制度は必ず設けなければならないか（パートタイム労働法による考察）
- (2) ハラスメント
 - ①セクハラ防止のために事業主が講じる措置とは（男女雇用機会均等法による考察）
 - ②指導とパワハラとの境界線とは（労働施策総合推進法による考察）
- (3) 働き方改革実行計画
 - ①副業や兼業は認めなければならないか
 - ②雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保とは（同一労働・同一賃金の観点から）
- (4) 新型コロナウイルスに対する企業対応